

群馬大学大学院社会情報学研究科教授会規程

平成 26 年 4 月 1 日制定

改正 平成 27 年 4 月 1 日

令和 6 年 11 月 20 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、群馬大学大学院社会情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組 織)

第 2 条 教授会は、次の各号に掲げる教員をもって組織する。

- (1) 社会情報学研究科長（以下、「研究科長」という。）
- (2) 社会情報学研究科の担当を命ぜられた教授、准教授及び講師

(審議事項)

第 3 条 教授会は、群馬大学教授会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第 3 条第 2 項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

(議 長)

第 4 条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 教授会は、構成員（海外旅行、出張、休職等の理由により 1 月以上不在の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、構成員は、議長に委任状(別紙様式)を提出することにより、議事を一任することができるものとし、これをもって出席とみなす。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第 3 条第 2 号、第 3 号及び教員の教育研究業績等の審査に関する議事は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第7条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 群馬大学大学院社会情報学研究科委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年11月20日から施行する。

(別紙様式)

委 任 状

令和 年 月 日

群馬大学大学院社会情報学研究科教授会 議長 殿

職名

氏名

私は、令和 年 月 日開催の群馬大学大学院社会情報学
研究科教授会を欠席したいので、議長に議決を委任します。